

松江市告示第 82 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、次の区域を指定区域として指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 25 日

松江市長 松浦 正敬

指定区域	埋立地の区分
松江市東長江町 902 番 39 の一部、 902 番 40、902 番 41	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 3 号 イ